

ひたちなか市クラウド型電話交換機導入等業務に関する プロポーザル実施要領

1 目的

ひたちなか市（以下「本市」という。）の電話交換機（以下「PBX」という。）は、設置から11年を経過し、更新が必要な時期を迎えている。また、子機端末については、現在、固定電話やPHSを使用しているが、機器の老朽化に伴う不具合が頻発している状況にある。このような状況を改善するため、電話環境を抜本的に見直し、各種配線を簡素化するなど、レイアウト変更への柔軟な対応や時代に即した働き方への対応を図ることで電話環境の安定的かつ柔軟な運用を目指すことを目的とする。

2 概要

(1) 件名

ひたちなか市クラウド型電話交換機導入等業務

(2) 内容及び期間

別冊「ひたちなか市クラウド型電話交換機導入等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。なお、仕様書は、企画提案及び見積書を作成する上で考慮していただきたい最低限の要件を示すものであり、提案内容や現況によっては契約時に変更する場合がある。

(3) 提案上限額

下記のとおりとする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、導入から運用を含めた5年間の企画提案の規模を示す金額である。

① 電話交換機等環境整備業務（初期費用）

11,100千円

② 電話交換機等サービス及びスマートフォン利用料（運用費用）

92,900千円（5年間）

3 事務局

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

ひたちなか市総務部資産経営課財産活用係（担当：武石，平野）

電話：029-273-0111（代表），1222（内線）

E-mail：facility@city.hitachinaka.lg.jp

4 応募資格及び条件

(1) 応募資格

次に掲げる者は、応募することができない。なお、複数の事業者が連携する場合は、グループを構成するすべての事業者が当該資格要件に該当しないこと。

① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

② 本実施要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本市から現に指名停止又は指名除外措置を受けている者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定するものその他反社会的団体及びそれらの構成員並びに同条第6号に規定する暴力団員

④ 民事再生法(平成11年法律第255号)第21条の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者

⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをしている者

- ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体又は該当団体の役員若しくは構成員
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者

(2) 応募条件

- ① 本事業を行う能力を有する単独企業、又はグループとする。なお、グループの場合は、代表者が業務を行うものであること。
- ② 1 者が複数の役割を兼ねることができる。
- ③ グループの構成員は他の構成員になることはできない。
- ④ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表 1 者を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続を行い、業務遂行の責任を負うものとする。また、参加表明時は、代表者と構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。その際、代表者と構成員ともに複数の役割を担うことができる。
- ⑤ 応募者は、提案に必要な諸手続を行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約に係る諸手続を行うものとする。
- ⑥ 参加表明書及び資格確認書類により本実施要領の内容を履行期間内に確実に履行できる者であること。
- ⑦ 応募者は、本実施要領等公表の日から過去 5 年以内に他の自治体において、本事業と同様の事業実績があること。
- ⑧ 契約期間中において継続的に保証・維持管理・保守を行うことができ、そのための部材提供・代替品供給等ができる者であること。
- ⑨ 応募者は、以下の条件を満たすメーカーを選定すること。
 - ア クラウド型 PBX 及びモバイル子機端末に係る事業実績が 5 年以上ある者。
 - イ 契約締結後、速やかに導入可能な生産供給能力を有している者。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 提出書類の取扱い
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、本市に提出した書類は返却しないものとする。また、本市は、応募者に無断で本事業における審査等以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。
- ② 本市からの提供資料の取扱い
本市が提供する資料は、応募者が本事業の提案参加又は提案書作成等で利用する以外の目的で利用してはならない。また、目的範囲内であっても、本市の了解を得ることなく第三者にこれらを提供し利用させてはならない。
- ③ 提出書類の変更・修正の禁止
提出した書類の変更、差し替え、再提出を禁止する。しかし、本市は、提出した書類に係る追加参考資料の提出を要請することがある。
- ④ 虚偽記載の禁止
参加表明書及び資格確認書類、提案書に虚偽の記載があった場合は、提出した書類を無効とする。
- ⑤ 費用負担
応募に関する書類作成及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- ⑥ 特許権
提案内容に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権等の国内外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠・デザイン・設計・施工手法・維持管理手法等を利用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- ⑦ 応募者の複数提案禁止
応募者は、1 つの提案しか行うことができない。
- ⑧ 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市が認めた場合はこの限りではない。

⑨ 責任分担

提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や運営状況の大幅な変更など、事業者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、双方で別途協議を行うものとする。

5 日程

項目	日程
① プロポーザル公募開始・実施要領等公表	令和7年5月12日（月）
② 質問受付	令和7年5月12日（月）から 令和7年5月20日（火）まで
③ 質問回答	令和7年5月20日（火）から 令和7年5月30日（金）まで
④ 参加表明書・応募資格確認書の提出	令和7年5月12日（月）から 令和7年6月4日（水）まで
⑤ 参加資格審査結果通知及び提案書提出要請	令和7年6月6日（金）
⑥ 提案書提出期間	令和7年6月6日（金）から 令和7年6月19日（木）まで
⑦ プレゼンテーション実施・優先交渉権者選定	令和7年7月1日（火） 予備日：令和7年7月3日（木）
⑧ 審査結果通知	令和7年7月8日（火）
⑨ 優先交渉権者との協議	令和7年7月15日（火）から 令和7年7月17日（木）まで
⑩ 契約	令和7年7月25日（金）

※上記日程は予定であり、変更となる場合がある。

6 応募等の手続き

(1) 実施要領等の公表

本事業に係るプロポーザル実施要領、提出様式、仕様書を令和7年5月12日（月）に本市ホームページにて公表する。

(2) 実施要領に関する質問及び回答

① 質問

ア 提出方法

- ・「(様式1) 質問書」を使用し、郵送又は電子メールにて提出する。
- ・電話、FAX、持参での提出は一切不可とする。
- ・電子メールで提出の際は、件名を「ひたちなか市クラウド型電話交換機導入等業務質問書(事業者名)」とする。

イ 受付期間

・令和7年5月12日（月）から5月20日（火）まで

※郵送の場合、20日の消印有効とする。

②回答

ア 提出された質問を取りまとめ、令和7年5月20日（火）から5月30日（金）までの間に本市ホームページで公表する。

イ 個別での対応は一切行わず、質問者名の公表はしない。

ウ この回答は、本要領と同等の効力を持つものとする。

(3) 参加表明書及び応募資格確認書の提出

①提出期間 令和7年5月12日（月）から令和7年6月4日（水）まで（厳守）

②提出時間 開庁日の8時30分から17時15分まで（日曜開庁日は除く）

③提出書類

・「(様式2) 参加表明書」

※グループで応募の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

・「(様式3) グループ構成表」

グループで応募する場合のみ、構成員すべてを明らかにし、各々の役割を明確にすること。

・応募資格確認書類（ウ～オについては、代表企業のみ）

ア 「(様式4-1) 法人概要書」

※グループで応募する場合は、代表者、構成員それぞれが必要事項を記載し、代表者がまとめて提出すること。

イ 「(様式4-2) 業務実績報告書」

※他の自治体における本業務と同様の請負実績を記載すること。

ウ 法人登記事項証明書又はその写し（発行3か月以内のもの）

エ 国税及び地方税の納税証明書又はその写し（発行3か月以内のもの）

※国、都道府県、市区町村に納付すべき税に滞納がないことの証明

※消費税及び地方消費税については、未納がないことの証明

オ 直近の決算関係書類

※財務諸表又はこれに代わる財務状況の確認がとれる書類

④提出方法

・電子メールにより提出すること。

⑤提出先 事務局（総務部資産経営課）

(4) 参加資格審査結果通知

事務局にて応募資格確認後、令和7年6月6日（金）までに参加表明書に記載の電子メールアドレス宛に「(様式5) プロポーザル参加資格審査結果通知書」を送付する。併せて、提案書の提出要請を通知する。

(5) 提案書の提出

提案書の提出要請が通知された応募者は、提案書及び見積書各8部（正1部、副7部）を作成し、A4縦長ファイルに綴じたものを提出すること。

ただし、(6)に示す辞退届の提出がなく、提案書の提出がなかった場合は辞退したものとみなす。

- ①提出期間 令和7年6月6日（金）から6月19日（木）まで（厳守）
- ②提出時間 開庁日の8時30分から17時15分まで（日曜開庁日は除く）
- ③提出先 事務局（総務部資産経営課）

④提出書類

ア （任意様式）提案書

※作成にあたっては、【別紙1】提案書作成要領を参照すること。

イ （任意様式）見積書

※ひたちなか市クラウド型電話交換機導入等業務に係る5年間の賃貸借料を見積もること。その際、各費用の積算が確認できるよう見積もること。また、見積額には消費税及び地方消費税を含むものとする。

- ⑤提出方法 ・持参又は郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着）
・④提出書類一式をPDF形式で格納した電子媒体

(6) 辞退届の提出

提案書提出要請の通知を受けた応募者が、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

- ①提出書類 「(様式6) 辞退届」
- ②提出期限 令和7年6月19日（木）17時15分まで
- ③提出方法 持参又は郵送，電子メールにより提出すること。
- ④提出先 事務局（総務部資産経営課）

7 審査・選定方法

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

※ 本プロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、応募者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての的確性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する応募者が提案した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けた応募者から順に、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定するものである。

(2) 選定委員会の設置

本件の履行に最も適した契約の相手方となる優先交渉権者を、厳正かつ公正に決定するため、本プロポーザルの選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(3) 審査・選定基準及び配点

参加事業者当たり300点満点とし、審査評価点を基に、次の審査項目について審査・採点を行います。全審査委員の審査項目における得点の総和が最も高かった応募者を優先交渉権者とします。

なお、参加事業者が1業者の場合においても審査を実施するものとし、全審査委員の審査項目における得点の平均点が150点以上でなければ優先交渉権者として認めないものとします。

審査項目	審査の内容	配点
業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容を適格に捉え、明確かつ具体的な提案であるか。 ・本業務を実施できる体制が整っているかつ、実施可能な無理のないスケジュールとなっているか。 ・類似業務の履行実績を有しているか。 	30
提案機器・回線・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・クラウド PBX, スマートフォンの機能及び性能は十分か。 ・機器故障時の対応は十分か。 ・災害時の対応は十分か。 ・音声品質, 通信回線の安定性は十分か。 	90
機器の操作性	<ul style="list-style-type: none"> ・外線, 内線発信時の提案内容は十分か。 ・着信, ピックアップ, 転送方法が容易に行えるか。 	20
管理の容易性	<ul style="list-style-type: none"> ・設定変更が容易に行えるか。 ・管理機能, 利用制限等の機能は十分か。 ・十分なセキュリティ対策, 個人情報保護対策がとられているか。 	30
運用・保守	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識が無くても理解ができる内容の研修会を実施できるか。 ・保守体制, 保守サービスの提案内容は十分か。 ・障害発生時の対応は十分に考慮されているか。 	90
提案価格	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な経費となっているか。透明性がある価格積算根拠はあるか。 	10
提案能力	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に関して有効と考えられる独自の提案が盛り込まれているか。 	20
プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンの内容が明瞭かつ簡潔か。 	10

(4) 評価, 選定に関する留意事項

①次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 提出書類の提出方法, 提出先, 提出期限に適合しない場合。

イ 虚偽の記載や不正が認められた場合。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。また, 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ 審査の公平性に影響を与えることがあった場合。

オ 本実施要領に違反すると認められた場合。

カ プレゼンテーション当日, 正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。

キ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し, または事業の公正な進行を妨げた場合。

ク 市が提示した提案限度額を超える見積書を提出した場合。

ケ 本プロポーザルに関して不適切な行為があった場合。

②提出された提案にかかる書類の著作権は, 元来第三者に帰属するものを除き, それぞれの提出者に帰属するものとする。なお, 第三者の著作物を使用する場合は, 著作権法に認められた場合を除き, 第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は, 使用した参加者に帰すものとする。

- ③必要と認める場合には、追加書類の提出を求めることがある。
- ④提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑤提出された参加表明及び企画提案にかかる書類は返却しない。なお、審査以外の目的で使用しない。
- ⑥本プロポーザルは、最適な参加者を選定するために行うものであり、契約後の業務において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- ⑦このプロポーザル手続きにおいて、本市が配付した書類や資料等を他の目的で使用しないこと。

(5) 審査の流れ

- ①提案書及びプレゼンテーションを基に提案内容の審査を行う。
- ②審査に要する時間は40分以内（プレゼンテーション（デモンストレーション含む）30分・ヒアリング10分）とする。
- ③プレゼンテーション参加者は、構成員を最大5名とする。
- ④審査の結果、総合得点の最も高い提案をした参加者を、契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点者を次点交渉権者とする。

(6) 審査結果の通知

- ①審査結果は、令和7年7月8日（火）までにプレゼンテーション参加者に「(様式7) プロポーザル本審査結果通知書」で通知する。電話等による問い合わせには応じない。
- ②審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③審査結果は、本市のホームページにおいて、優先交渉権者の名称及び得点並びに優先交渉権者以外の得点を公表する。

8 契約の締結

(1) 契約内容の協議

優先交渉権者において提出された提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、実施する事務の詳細及び契約内容等の協議を行う。

また、優先交渉権者は、提案等の内容、提案見積価格の履行義務があるが、本市は提案等の内容を取捨選択できる。

なお、優先交渉権者との協議の結果、両者が合意に至らなかった場合には、本市は次点交渉権者と協議をする。

(2) 見積書の提出

優先交渉権者は、協議の結果に基づき、正式な見積書を提出するものとする。

(3) 契約の締結

契約内容の協議、正式な見積書の内容により本市と優先交渉権者が合意した場合は、優先交渉権者を相手として、賃貸借契約を締結する。

(4) 契約の締結後

優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められる行為が判明した場合は、本市は契約を解除できるものとする。

9 その他留意事項

(1) 誠実な業務執行

- ①事業者は、実施要領及び配布資料の諸条件に沿って誠実に業務を遂行すること。

②業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、本市との間で誠意をもって協議すること。

③業務の遂行上知りえた内容は、他人に漏らさないこと。

(2) 事業契約期間中の事業者との関わり

事業者は、事業者の責により事業を遂行する。本市は契約書に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(3) 事業の継続が困難となった場合における措置

①事業者の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、本市は、事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。この場合において、事業者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、本市は、事業者との契約を解除することができるものとする。

②事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、契約に基づく事業の継続が困難と認められる場合には、本市は、事業者との契約を解除することができる。

③上記①又は②により契約を解除した場合には、事業者は、本市に生じた損害を補償しなければならない。

④不可抗力その他市は事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、本市と事業者は、事業継続の可否について協議する。

以上